

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、幼児教育・保育の無償化について伺います。

幼児教育・保育を一部無償化する改定子ども・子育て支援法が成立し、10月から実施されます。安倍首相は無償化を子育て世代の負担軽減としていますが、その財源は逆進性がある消費税です。保育料は既に所得に応じ、傾斜配分がされているため低所得層では増税による負担が無償化の配分を上回り、負担軽減どころか負担増です。保護者が求めているのは全ての子供に安心安全な保育をとということです。無償化だけでなく子供にとって最も大切な質の向上のための施策と消費税に頼らない財政措置が必要です。改定子ども・子育て支援法は無償化の財源を消費税率の引き上げに求めていることや低所得者には恩恵が少ないこと、国の基準を満たさない認可外施設も5年間は給付対象のため保育の質が置き去りにされかねないなど、さまざまな批判が出されているものですが、町長はどのように認識されているのかお聞かせください。

無償化と言いながら完全な無償化ではありません。給食費などの実費負担が残ります。食材料費の実費化によって一部のケースでは無償化前と比較して負担がふえる可能性もあります。食事は子供の発育発達に欠かせないものです。給食の提供は保育の一環として行われるものであり、保育料の一部として公費で負担すべきです。ぜひ町として独自の助成をするよう求めるものですが、いかがお考えですか。

無償化によって、これまで町が独自に行ってきた軽減措置分などの負担が浮くことになると思いますが、その分の予算を引き続き施策の拡充に充てるべきものと思います。無償化によって生み出される財源はどれくらいと試算されていますか。これらの財源の活用でゼロ歳から2歳児の保育料の減免の拡充、保育環境の改善、保育士の処遇改善などを図るよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの制度改正については、無償化よりも待機児童の解消が先ではないか、無償化によってさらに待機児童がふえるのではないかなどといった多様なご意見がインターネット上で情報発

信されております。一方、幼児教育・保育無償化に対して半数以上が賛成しているアンケート調査結果などもあり、無償化に対するよい評価もあるところ です。

また、本町のこども園では無償化に関して保護者の方からの問い合わせや相談はなく、反対のご意見も特にいただいている状況ですので、一部にご不満やご不安はあるものの全体としては肯定的に受けとめられているものと私は認識しております。

次に、給食費の助成についてですが、本町ではこれまでも1号認定及び2号認定の子供の給食費について、措置費に含まれない保護者負担分を全額助成してまいりました。その額は年間で800万円を超えております。このたびの無償化により、これまで措置費に含まれていた2号認定の子供の副食費について、新たに保護者負担が発生する制度設計となっておりますが、現在町では今後も全額助成する方向で子育て世代を支援してまいりたいと考えており、その際の必要な予算は年間約500万円増の1,300万円程度になるものと見込んでおります。

最後に、無償化によって生み出される財源についてですが、試算では月額約340万円、年間で4,100万円程度の財源負担が軽減される見込みですが、一方で来年度から導入される会計年度任用職員制度により、あくまで現段階の試算ですが、保育教諭等の人件費の上昇分が負担軽減分と同程度と見込まれているところです。

したがって、このたびの制度改正のみならず全体を見通しますと財源に余裕が生まれる見込みがありませんので、ご提案の対応については考えておりません。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 給食費について、全額今後も助成をしていくというご答弁でしたので、大変よかったと思っております。

無償化について、反対の意見はないということでありました。無償化そのものを私も反対するものではありませんし、最終的には国の責任でこういうものは無償化にしていくべきだと思っておりますが、今度のこの改正では消費税をその財源に、増税を財源に求めているところ、このことがやっぱり大きな問題ではないかと思っております。国の制度で決まったことではありますけれども、しかしいろいろな保育の質とか保育士の処遇改善とかいろいろ施策を充実させていくなれば、この制度でいきますと消費税をそのたびに上げないといけないような財源構成というのは、やっぱりおかしいのではないかと思うんです。この点について、もう一度町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消費税については、ご承知のとおり国会において審議され、法律によって各自治体が履行していく、施行していくという話になりますので、この場において言及する内容ではないと存じますので、答弁を控えます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再々質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 国の制度なのでということでありましたけれども、私はやっぱり町長として、自治体の首長として住民の暮らしを守るという立場からやっぱり少し考えをお聞かせいただきたかったなと思っているわけです。消費税に対しては、それぞれ賛成・反対いろいろありますけれども、しかしこの逆進性の強い消費税で無償化をしても、やっぱり低所得者にとっては負担が大きくなる、そういう矛盾といたしますか、そういうことがあるやり方だと思えます。そのところを、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（澁谷俊二君） 泉議員、済みません。これ質問のあれにありましたか。通告に。ほとんど消費税関係です。

○5番（泉 美和子君） 中身で消費税のことを述べていたつもりだったのです。まずいいです。わかりました。

○議長（澁谷俊二君） それでは、次の質問、お願いします。

○5番（泉 美和子君） 次に、改正水道法についての見解を伺います。

言うまでもなく、水は私たちの暮らしに欠かせません。水道事業は住民に安全安心、安定的な水を供給することによって憲法の生存権を保障するものです。本来は経済性にかかわらず国と地方自治体の責任で維持しなければならないものだと思います。国は水道事業の将来について、危機的状況だとして深刻な技術者不足、更新時期を迎えた施設の工事や耐震化、人口減少による水の需要低下に伴う収入減少などの課題解決のため広域化・民営化が必要としてきました。改正水道法は広域化・民営化を推進するものですが、果たしてそれで水道事業の課題解決になるのでしょうか。コンセッション方式は、設備は地方自治体が所有し、事業者としての責任も地方自治体が負担したまま運営権を民間事業者を設定、民間事業者が収益していく方式です。民間事業者の収益の確保増大のために経費削減や利用料金が高騰し、住民のための安くてきれいな水が損なわれるおそれがあります。一たびコンセッションの契約をすれば民間事業者の情報は企業秘密として情報公開されず、地方議会で料金を妥当かも

議論することもできなくなります。一般に契約は20年の長期にわたり、途中解約をすれば損害賠償を求められることもあります。実際水道事業が民営化された海外においては、料金の高騰や水質の低下などの問題が多数起きて再び公営化に戻す動きも広がっているとのことです。フランス・パリ市では料金高騰に加えて担当する民間事業者の不透明な経営実態が問題となり、再公営化されました。

このように民営化コンセッションでは営利本位に変質し、経費の削減による水質低下や収益増加のための利用料金高騰のおそれがあり、自治体と住民にとってはメリットが乏しいとされています。

また、広域化については国が広域化の基本方針を定め、これに基づき都道府県が基盤強化計画を定めることができる。関係市町村、水道事業者は協議会を設けることができるとされます。広域化は地域の自然的・社会的条件に応じた計画を立案し、実施するという水道法の理念にそぐわない無理な計画が押しつけられることになるおそれがあるなどが指摘されていますが、この改正水道法についての町長の見解をお伺いいたします。町として広域化や民営化ではなく住民の安心安全の水道事業を維持していくよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成30年12月に公布された改正水道法では人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化など水道が直面する課題に対応するため適切な資産管理の推進、広域連携の推進、官民連携の推進などの措置が講じられたところです。

その具体的な内容ですが、広域連携については水道施設の老朽化や耐震化のおくれ、水道事業者の多くが小規模で経営基盤が脆弱である課題に対応するためスケールメリットを生かして効率的な運営をする目的で広域連携の推進を図り、都道府県が推進役となって協議会を設置できる改正がなされております。

また、官民連携については、水道事業の認可は市町村に残したまま民間事業者に施設の運営権を設定できるコンセッション方式が可能となりましたが、あくまで水道事業の最終責任者は市町村が担うことになっております。コンセッション方式を採用する場合には町での条例制定のほか、運営権の設定には議会の議決が必要となります。また、水道料金についても事前に条例で定める必要があるため無制限に値上がりすることはありません。

そこで、これら改正への見解についてですが、まず秋田県の見解として、コンセッション方式が市町村の実情に合った運営方式なのか検証する必要があるとしつつも、コンセッション方式ではなく広域連携の可能性を考えてもらうのが県の立場だとしてコンセッション方式については慎重な姿勢を示しております。

コンセッション方式については、町といたしましても県と同様の認識であり、現在の美郷町の事業規模においては住民サービスの向上や業務効率化などのメリットが感じられないため、現時点での導入は考えておりません。

また、広域化については、平成28年11月に県が設置した水道事業の広域連携作業部会において広域連携について検討を行っており、広域連携の課題整理や連携の可能性のある業務についての意見交換を行っている状況です。県においても、今後策定する水道ビジョンに広域連携の方針を盛り込むものと伺っており、それらを踏まえて町の方針を定めていきたいと考えております。

町としては、広域化などのメリットを見きわめつつも、まずは水道事業を将来にわたって安定的に運営できるよう町としての経営基盤強化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。